いのちと暮らしを支える

北竜町自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない
ともに支え合う快活なまち北竜町をめざして～

平成 31 年 3 月

北竜町

はじめに

町民一人ひとりが命を大切にし、安心して暮らすことのできる北竜町を築くこと、それが私たちの願いです。

我が国の自殺者数は、減少傾向にありますが、毎年多くの「いのち」が自殺によって失われており、非常事態はいまだ続いている状況にあります。

このような中、平成２８年４月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務づけられました。

自殺はその多くが、健康や家族の問題をはじめ、経済や生活の問題などのさまざまな要因が複合して起こることが知られており、追い込まれた末の死といわれています。自殺を個人の問題としてだけでなく社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた相談、支援体制を構築することが求められています。

こうしたことから、本町では、自殺対策基本法の改正やこれまでのこころの健康に関する取り組みを踏まえ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「北竜町自殺対策行動計画」を策定しました。本町の全事業の中から「生きる支援」に関する事業を総動員し最大限生かすことで、全庁的な取り組みとして自殺対策行動計画を進めるとともに、さまざまな分野と連携し総合的に推進する体制づくりを目指します。

町民のみなさまには、自殺に対する関心と理解を深め、自殺対策の担い手として、周囲の人への寄り添いや支え合いに、今後ともより一層ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成３１年３月

北竜町長　　佐　野　　豊

北竜町自殺対策行動計画　目次

第　1　章　計画の策定にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1　自殺対策計画策定の背景と目的……2
2　計画の位置づけ……3
3　計画の期間……3
4　計画の数値目標……3

第　2　章　北竜町の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1　北竜町の自殺者数の現状……5
2　自殺に関連するデータ……9
（1）高齢者
（2）生活困窮者
（3）勤務・経営
（4）子ども
（5）こころの健康
3　重点的に取り組む対象……17

第　3　章　北竜町の自殺対策における取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・18
1　施策体系……18
2　基本施策……19
3　重点施策……27
4　生きる支援関連施策……33

第　4　章　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
1　推進体制……46
2　主な評価指標と検証・評価……45

第　5　章　資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

第　1　章

計画の策定にあたって

1　自殺対策計画策定の背景と目的

2　計画の位置づけ

3　計画の期間

4　計画の数値目標

第1章 計画の策定にあたって

1．自殺対策計画策定の背景と目的

北竜町では、これまでも「北竜町健康づくり計画」に基づき、町民一人ひとりが心身共にそして社会的に健やかに暮らしていけることを目指し、健康づくりを推進してきました。

そのような中、平成 28 年に改正された自殺対策基本法の第 13 条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。北竜町のこれまでの取り組みを発展させた全庁的な取り組みとして自殺対策を推進するため、「北竜町自殺対策行動計画」を策定しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図：図 1 参照）。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第 2 条）。

全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、つまり「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図 1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

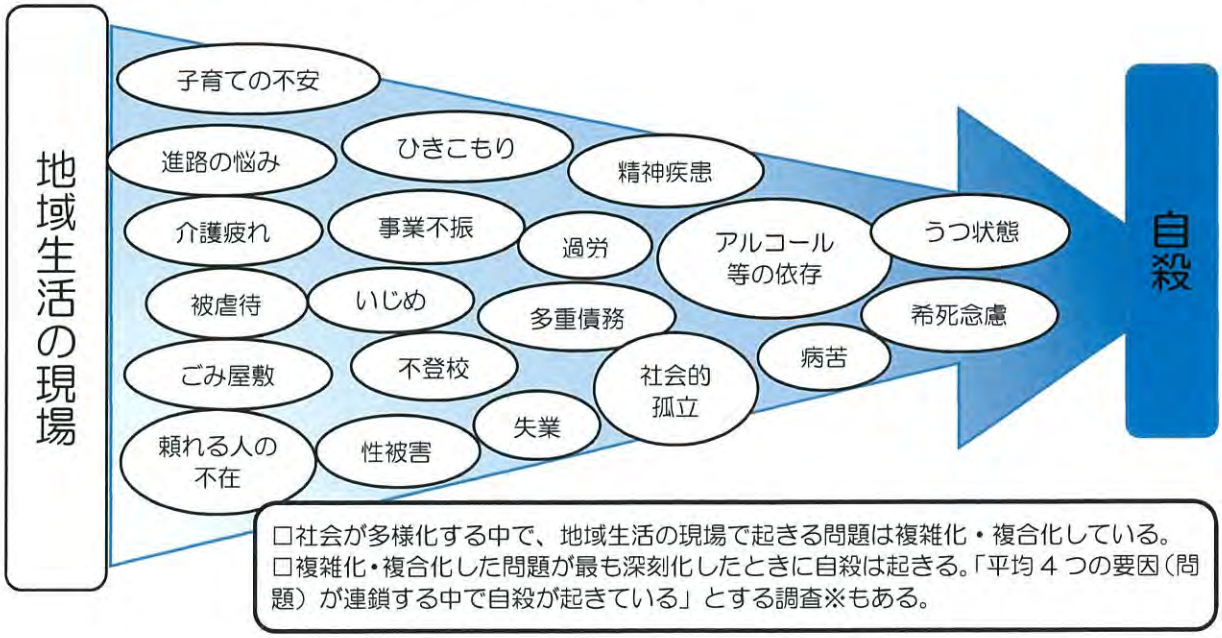

※『自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）』

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくために北竜町のまちづくりの総合的な指針となる「北竜町総合計画」の基本目標のひとつである「ともに支え合う快活なまち」を目指す方針に位置づけ、関連計画（健康づくり計画、高齢者保健福祉計画・介護保険計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）、第３期北海道自殺対策行動計画との整合性を図っていきます。

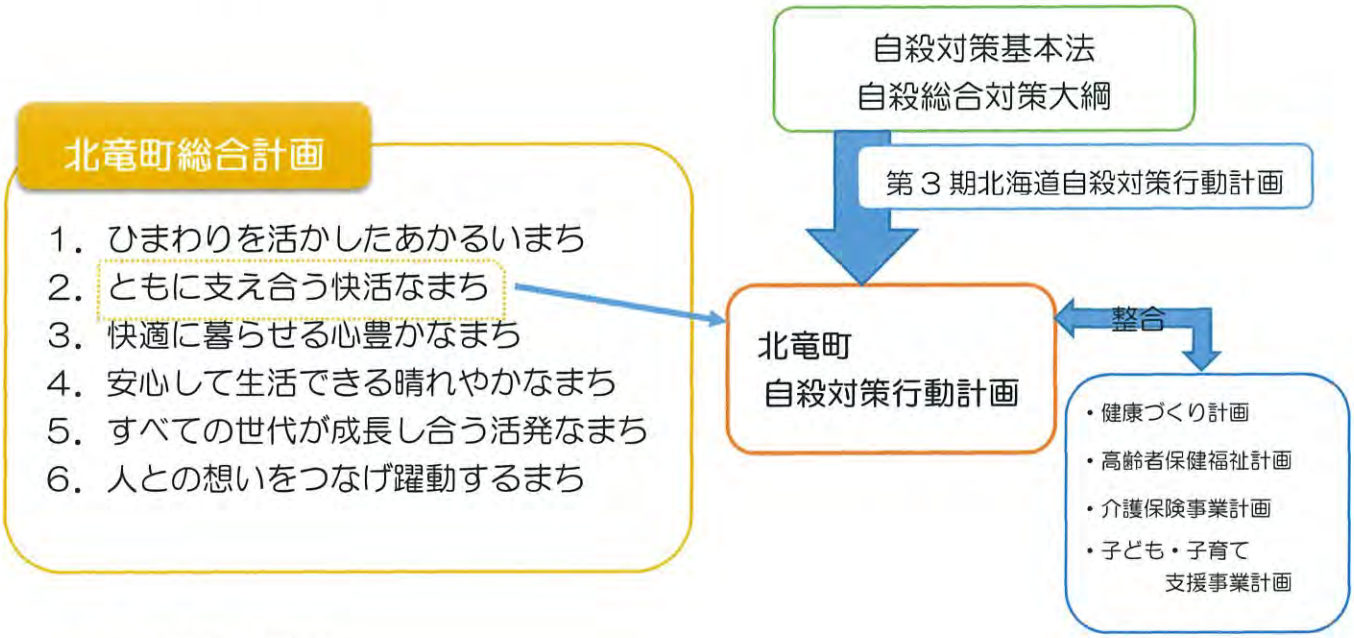

3. 計画の期間

2019年度から2023年度までの５年間を計画期間とします。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

4. 計画の数値目標

国の自殺対策大綱において、2026年までに2015年と比べて自殺率を30%まで減少させると数値目標を掲げています。

北竜町においては、年間自殺者数を０人とすることを町の目標に掲げます。

第　2　章

北竜町の現状

1　北竜町の自殺の現状

2　自殺に関連するデータ

（1）高齢者
（2）生活困窮者
（3）勤務・経営
（4）子ども
（5）こころの健康

3．重点的に取り組む対象

第２章　北竜町の現状と課題

１．北竜町の自殺の現状

全国における自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続で３万人を超える状態が続いていましたが、平成 24 年に 15 年ぶりに３万人を下回り、以降は減少しています。平成 28 年は２万 1,897 人です。

北竜町では、女性が男性より多く、年齢別では７０歳以上が半数を占めています。

（1） 自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の推移

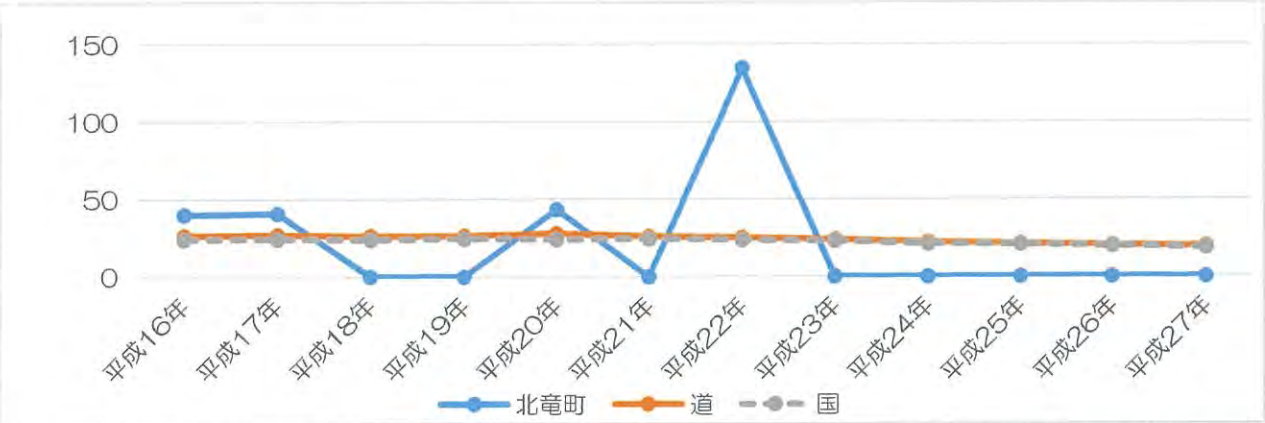

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
町	40.0	40.9	0	0	43.4	0	134.6	0	0	0	0	0
道	26.3	27.1	26.2	26.3	27.8	26.0	25.2	23.9	22.2	21.2	20.1	19.5
国	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5

（人口動態統計）

（2）長期的推移

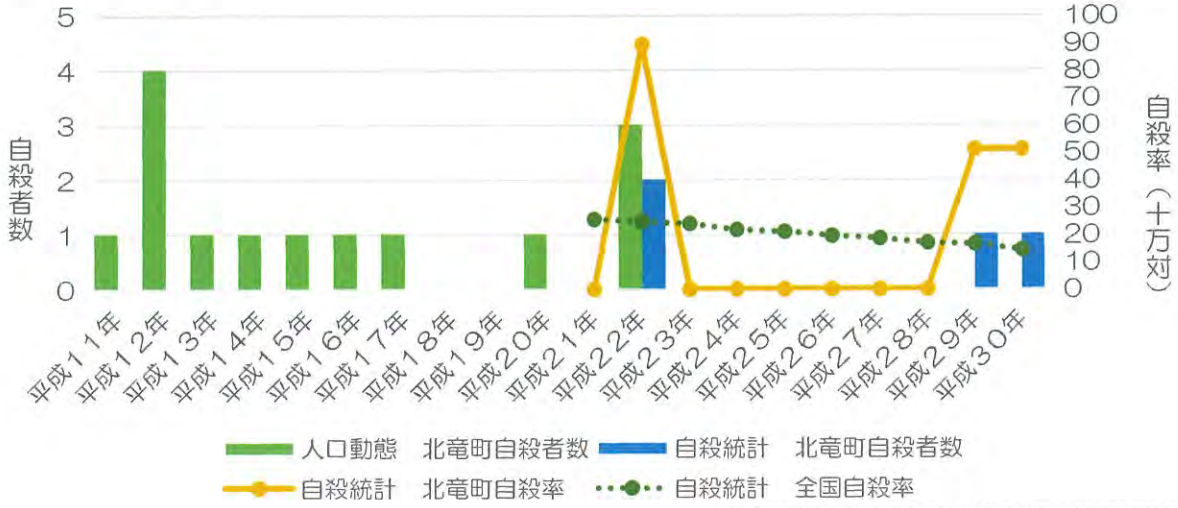

（地域における自殺の基礎資料）

〈厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」との違い〉

	人口動態統計（厚生労働省）	警察庁　自殺統計 （内閣府「地域における自殺の基礎資料」）
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	住居地を基に死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上
事務手続き上（訂正報告）の差異	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは、自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。	捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成して計上する。

（3）男女別自殺者数の推移

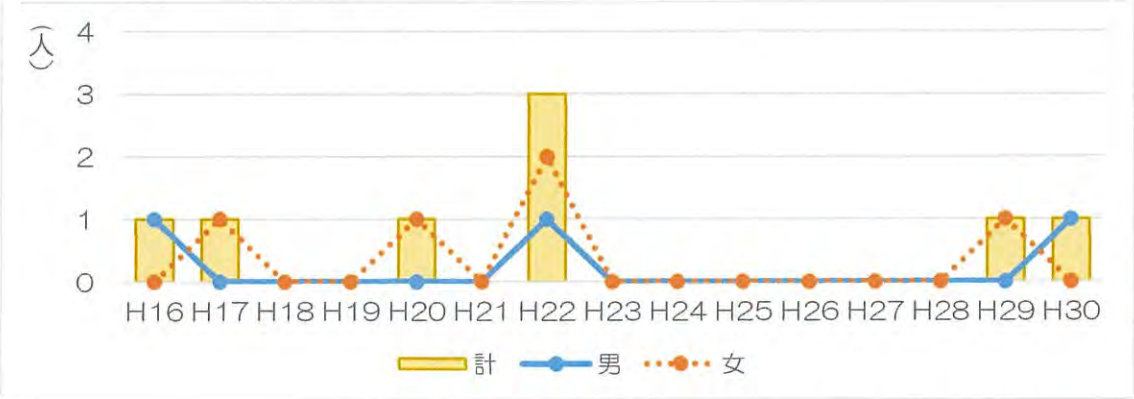

（地域における自殺の基礎資料・人口動態）

（4）男女別・年齢別死亡状況（平成 16 年～30 年 7 月）

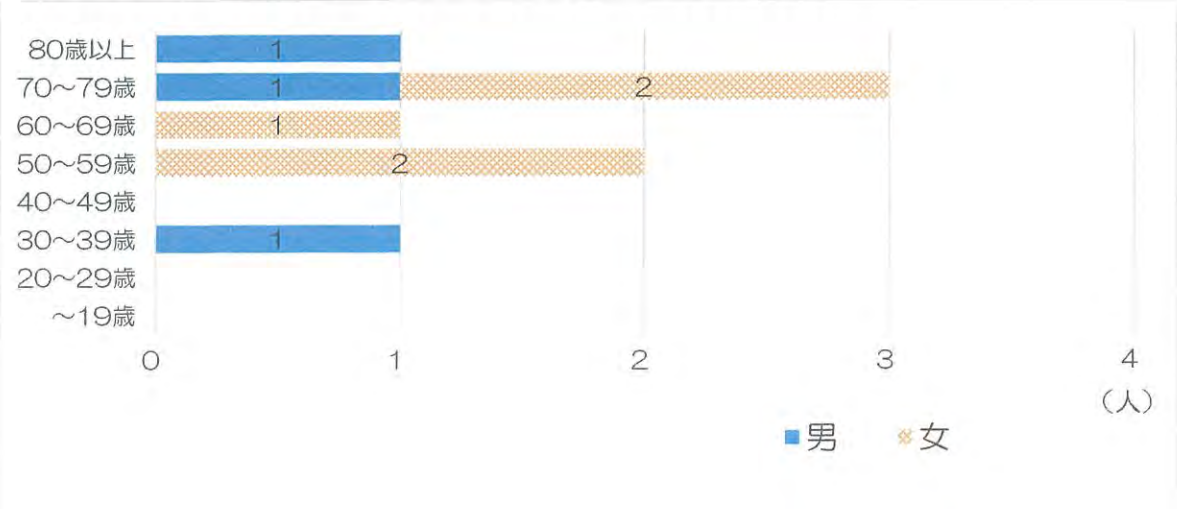

（地域における自殺の基礎資料・人口動態）

［自殺の要因］

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態 1000 人調査」では、「自殺の危機経路」を以下の図のように示しています。この図の○印の大きさは自殺要因の発生頻度を表しており、大きいほど要因の頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表しています。

この図からは、直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることが分かります。

この調査では、自殺に至るまでに「平均４つの要因」を抱えていることが明らかとなっています。

背景にある主な自殺の危険経路

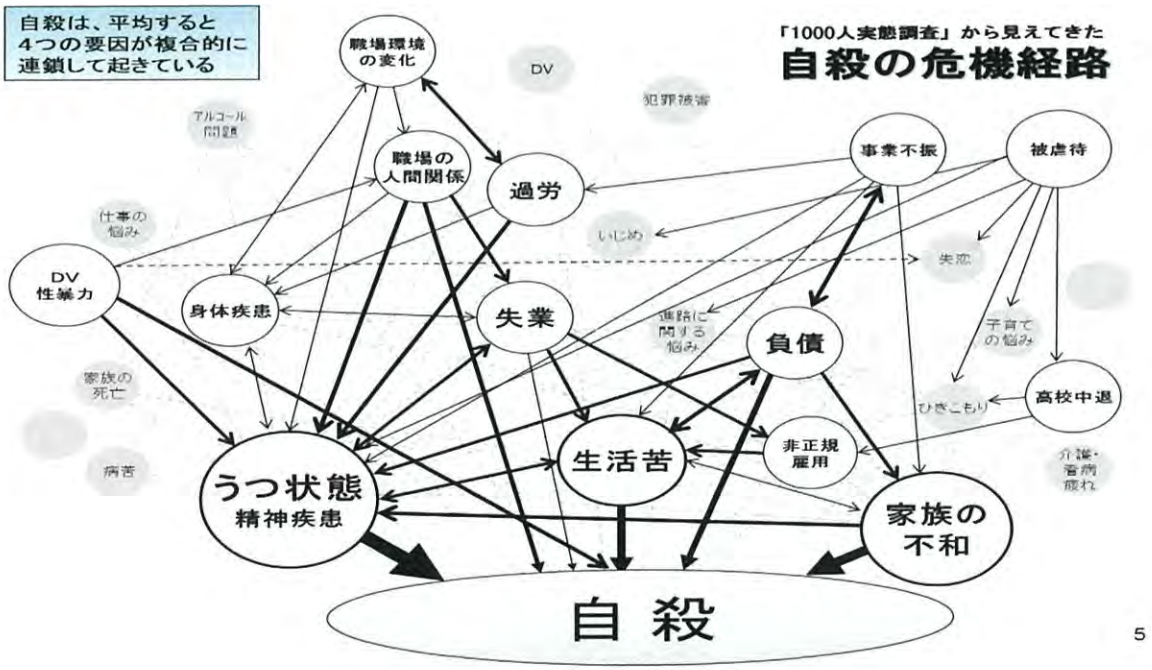

「自殺実態白書 2013」（NPO 法人ライフリンク）から抜粋

［自殺の危機経路の事例］

国が作成した自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センターより提供）では、男女別・年齢別等に自殺に至る背景にある主な自殺の危機経路の例を次表のとおり示しています。

参考表１）生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況				背景にある主な危機経路の例
男性	20～39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換／転職＋死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
			独居	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦＋子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦＋うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗＋うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係＋家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係＋身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ＋家族間の不和→身体疾患＋うつ状態→自殺
			独居	死別・離別＋身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

地域自殺実態プロファイル（JSSCより提供）

2．自殺に関連するデータ

（1）高齢者

①総人口と高齢化率の推移

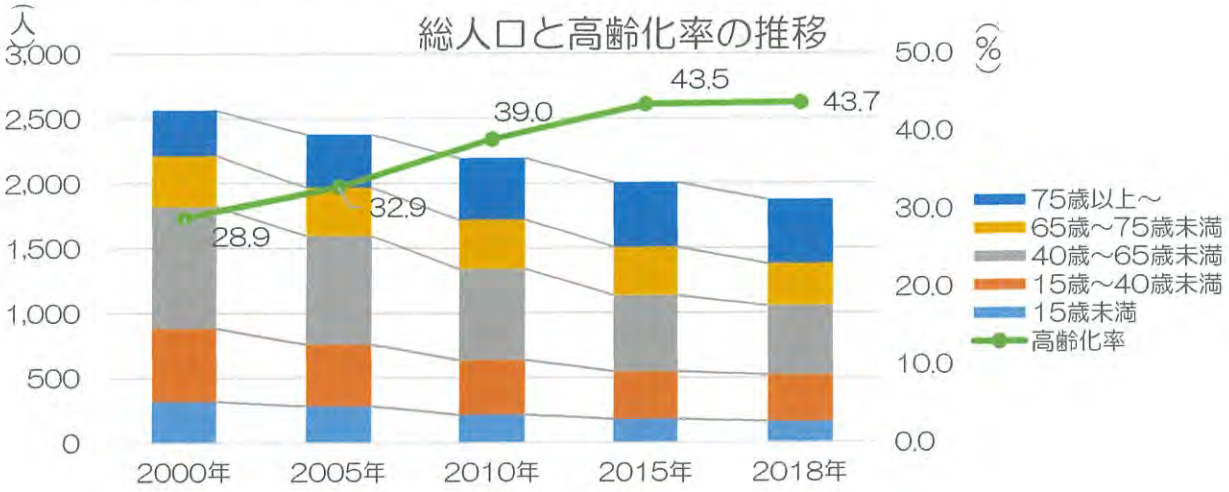

（住民課）

本町の人口は、減少傾向であり平成３０年 10月 1 日現在 1,872 人で高齢者数は 818 人、高齢化率 43.7％となっています。

②世帯の状況

総世帯数は年々減少している反面、高齢者世帯数は増加しております。

高齢者世帯のなかでも、単身世帯は１１０世帯、夫婦世帯は１７４世帯（平成 27 年国勢調査）となっており、核家族化が益々進展していることが伺えます。

高齢者世帯数の状況　（上段：世帯数、下段：%）

		平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成３０年
総世帯数		864	843	822	805	782	795
高齢者世帯数		425	437	471	502	581	-
		49.2	51.8	57.3	62.4	74.3	-
	単身世帯	40	51	79	95	110	116
		4.6	6.0	9.6	11.8	14.0	14.5
	夫婦世帯	104	124	138	169	174	148
		12.0	14.7	16.8	21.0	22.3	18.6
	その他同居世帯	281	262	254	238	297	-
		32.5	31.1	30.9	29.6	38.0	-

（住民課）

③高齢者を取り巻く状況やニーズ調査結果から見えた現状等

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
平成 29 年 6 月北竜町に住む要介護認定を受けていない 65 歳以上の方（回答率 77.3%）

◇現在の暮らしの状況を経済的にみると「ふつう」が 67.9%で最も多く、次いで「やや苦しい」17.7%、「ややゆとりがある」6.2%の順となっている。

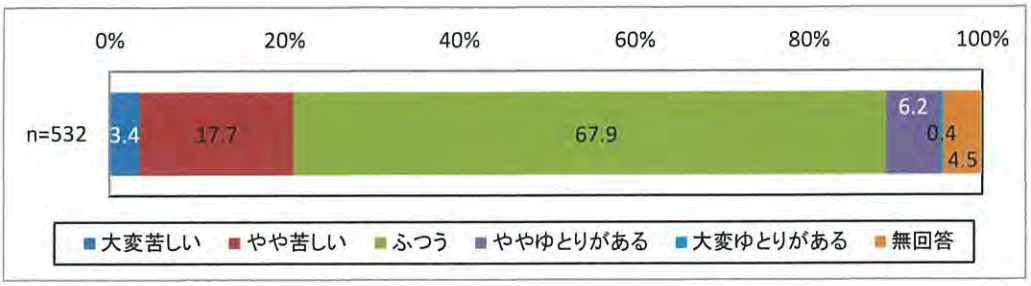

◇ グループ活動に参加している高齢者は約 4 割弱、

地域活動の参加意向は約 6 割

スポーツ関係、趣味関係、学習・教養関係のグループやサークルに月 1 回以上参加している方の合計割合は 38.7%、ボランティア活動を行っている方は 9.4%でした。また、収入のある仕事をしている方は 16.5%でした。

一方、地域のグループ活動に参加意向のある方は 61.7%、活動の企画・運営にとして参加の意向がある方が 42.5%いることから、地域でのグループ活動への関心の高さがうかがえます。

◇ふれあいがない高齢者は約 5 割

地域のふれあいでは、よく会う友人や知人がほとんどいない方は 6.0%、また、月に何回か程度または年に何回か程度の方は 49.1%でした。

心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない方は 2.4%、病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人がいない方が 2.4%でした。

◇認知機能の低下が約 5 割、うつ傾向約 3 割、閉じこもり約 3 割弱

「認知機能の低下」53.0%、「うつ傾向」33.6%、「閉じこもり傾向」28.9%、「口腔機能の低下」20.7%、「運動機能の低下」14.5%

（2）生活困窮者

①生活保護受給状況（被保護世帯数・人員）

被保護世帯数は横ばい傾向です。

区　分	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
世帯数	6	6	3	3	3
人　員	8	8	4	4	4
保護率	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2

（各年度３月末現在 住民課福祉係）

②就学援助〈要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（ひとり親・低所得世帯等への援助）〉

年　度	利用割合（%）	
	小学校	中学校
平成２６年	1.4	9.1
平成２７年	4.4	12.2
平成２８年	2.9	10.0
平成２９年	4.5	2.7

（教育委員会）

（3）勤務・経営

①就業状況

農業の割合が最も高く 48.3%となっています。その他の産業では医療、福祉（10.7%）、卸売業・小売業（7.9%）、公務（7.2%）が順に高い割合となっています。

産業分類別	人数	割合
総　　数	995	100%
第１次産業	482	48.4%
農業	481	48.3%
林業	1	0.1%
第２次産業	90	9.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.1%
建設業	66	6.6%
製造業	23	2.3%
第３次産業	423	42.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%
情報通信業	11	1.1%
卸売業、小売業	79	7.9%
金融業、保険業	5	0.5%
不動産業、物品賃貸業	4	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	1	0.1%
宿泊業、飲食サービス業	50	5.0%
生活関連サービス業、娯楽業	14	1.4%
教育、学習支援業	16	1.6%
医療、福祉	104	10.5%
複合サービス業	28	2.8%
サービス業(他に分類されないもの)	39	3.9%
公務(他に分類されるものを除く)	72	7.2%

（平成 27 年国勢調査）

②地域の就業者の常住地・従業地

北竜町の就業者のうち８割以上（84.9%）の方が、北竜町内で働いています。

		従　業　地			計
		北竜町内	北竜町外	不明・不詳	
住所地	北竜町内	845	148	2	995
	北竜町外	222	-	-	222
計		1,067	148	2	1,217

（平成 27 年国勢調査）

③地域の事業所規模別事業所/従業者割合

労働者数 50 人未満の小規模事業場ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれています。

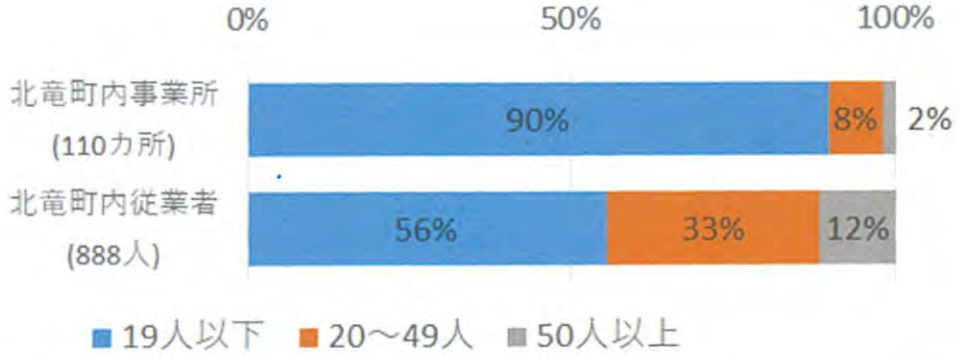

	総数	1～4 人	5～9 人	10～19 人	20～29 人	30～49 人	50～99 人	100 人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	110	63	20	16	4	5	2	0	0
従業者数	888	137	140	216	87	205	103	0	-

（平成 27 年国勢調査）

（4）子ども

いじめ把握のためのアンケート調査結果（H30.11 月実施　対象数 96 名）

小学校、中学校にてすべての児童生徒を対象に年２回実施しています。
嫌な思いをしたときに９０％以上が誰かに相談すると回答しています。
相談相手は父母が最も多く、次に先生となっています。

１）誰かに相談する割合

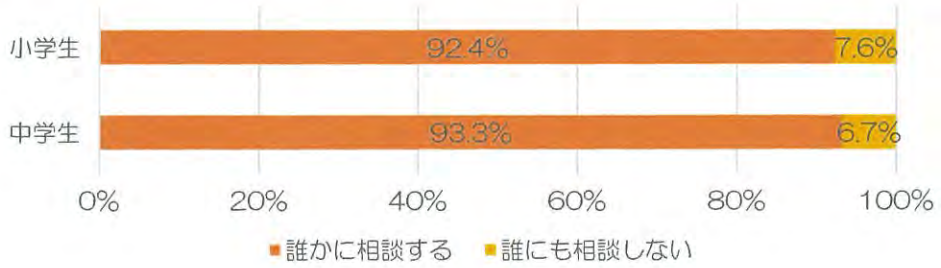

２）「あなたは嫌な思いをしたときに、誰に相談しますか」（複数回答）

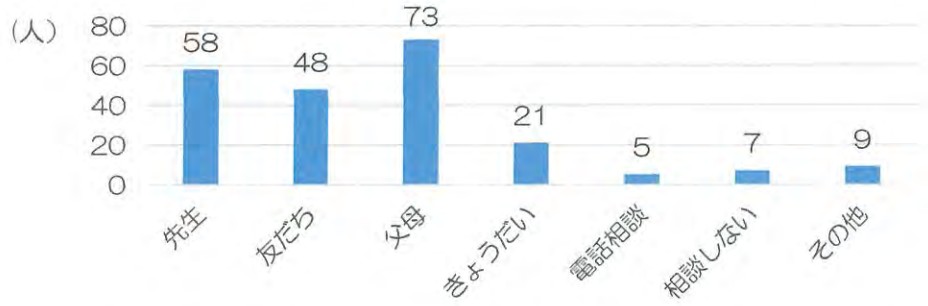

３）「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」

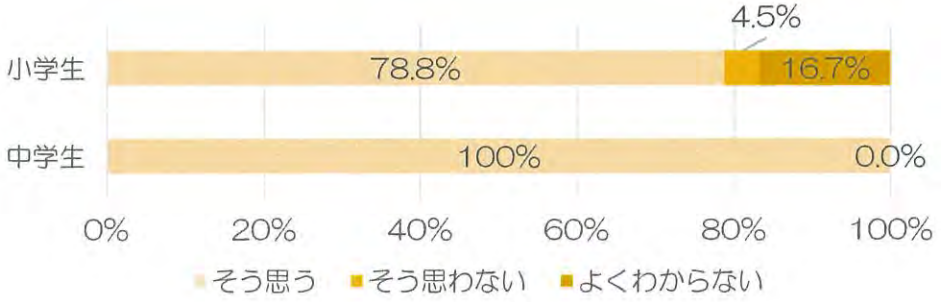

（教育委員会）

（5）こころの健康

北竜町健康づくり計画　平成 27 年度～平成 31 年度後期計画より抜粋

【休養・メンタルヘルス】

数値評価と目標

評価指標	北竜町 策定時調査	北竜町 H26 年度調査 中間評価	指標の 中間評価	平成３１年 目標
1．睡眠によって疲労回復が出来ない人の割合	30.9%	29.2%	横ばい	20%以下
2．睡眠のためにアルコールや薬を常時必要とする人の割合	7.5%	5.4%	達成	6%以下
3．休養のとり方に充分満足している人の割合	9.7%	15.6%	達成	増加
4．自殺者数（人口 10 万対）	31.7 人	0.0 人	達成	減少
5．ストレスを感じている人の割合	73.0%	69.4%	横ばい	減少
6．ストレス解消方法を持っている人の割合	64.5%	66.9%	横ばい	増加
7．身近に悩みを相談できる人がいる人の割合	39.5%	39.3%	横ばい	増加
8．いつも家族等の精神的な健康状態を配慮している人の割合	33.1%	33.3%	横ばい	増加

３．重点的に取り組む対象

町の人口規模から自殺の地域特性を統計的に導き出すことが難しいですが、町の特徴として、高齢化率が高く、独居・高齢者世帯が増加していること、子ども・若年層が生きるためのスキルを身につけることで将来にわたり自殺リスクの軽減が図れること、生活困窮者は多岐にわたる問題を抱え、自殺に追い込まれやすいことから次の３つを重点的に取り組む対象とします。

（１）高齢者

（２）子ども・若年層・子育て世代

（３）生活困窮者

第　3　章

北竜町の
自殺対策における取組

1　施策体系

2　基本施策

3　重点施策

4　生きる支援関連施策

第３章　北竜町の自殺対策における取り組み

１．施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と北竜町における「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的な自殺対策を推進していきます。

２．基本施策

（１）地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域のネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

①地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、保健・医療・生活・教育・労働等のさまざまな関係機関とのネットワークづくりが大切になります。
町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるネットワークづくりを推進していきます。

取組状況
■：すでに取り組んでいること
□：今後、検討を進めること

庁内におけるネットワークの強化	担当課	状況
【北竜町自殺対策推進検討連絡会議】 自殺対策について各課との緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、連絡会議を開催します。	全　課	□
町内会役員会議や各団体、組織等における普及啓発	全課 地域包括支援センター	□
地区役員を参集する会議や各団体、組織の集まりにおいて、北竜町の自殺の現状と対策についての情報提供や身近な人の変化を察知し、専門機関につなぐことができるゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。		
北空知圏域でのネットワーク強化	地域包括支援センター	■
【北空知地域自殺対策連絡会議】　(深川保健所主催) 北空知圏域の関係各種団体の代表者と、北竜町を含めた北空知全域の自殺対策に関する協議に参加します。		

②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

事業内容	担当課	状況
［北竜町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引］ 庁内の各種相談窓口と、地域包括支援センターとの情報共有や連携強化に向けた手引きの活用により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進め、包括的・継続的な支援を提供していきます。	地域包括 支援センター	□
［高齢者・生活困窮者］ 自殺リスクが高いと思われるケースについて、早期支援につなげられるよう、連携の強化を図ります。 ○地域ケア会議 ○民生児童委員協議会 ○人権擁護委員	住民課 地域包括 支援センター	■
［子ども・若年層・子育て世代］ 虐待が疑われる乳幼児・児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。 ○要保護児童対策協議会 ○特別支援連携協議会 ○子育て支援連絡会議 ○いじめ問題対策連絡協議会 ○民席児童員協議会　○人権擁護委員	住民課 教育委員会 地域包括 支援センター	■

（2）自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成が自殺対策を推進する上での重要な取組みとなります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、研修会を実施していきます。

「ゲートキーパー」とは

悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話しを聴いて」「必要な支援につなげ」「見守る」人のことです。

特別な資格や技術はいりません。

ひとりでも多くの人がゲートキーパーとしての意識を持ち、できることから進んで行動することが自殺対策につながります。

①さまざまな職種を対象とした研修の実施

町職員全員の対応力向上を目指すとともに、さまざまな分野において相談・支援を行っている関係職種の方への研修の機会を設けます。

事業内容	担当課	状況
【町職員を対象としたゲートキーパー養成講座】 生活面や身体面で深刻な問題を抱え、困難な状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作ります。 また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。	総務課 地域包括支援センター	□
【町内事業所の職員等を対象としたゲートキーパー養成講座】 事業所において健康管理等を担当している職員が、職員のこころの不調に気づき、早期に適切な対応がとれるようになることを目的にゲートキーパー養成講座の受講を推奨していきます。 また、事業所からの健康教育の依頼があった時にはゲートキーパー養成講座を取り入れていきます。	地域包括支援センター	□
【学校教育・社会教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】 児童生徒が発信するSOSサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐなどの対応が図れるようゲートキーパー養成講座の受講を推奨していきます。	教育委員会 地域包括支援センター	□

②住民を対象とした研修の実施

日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や健康づくり推進協力員、関係団体、地域ボランティア等を中心に、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

事業内容	担当課	状況
【住民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座】 日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や健康づくり推進協力員、関係団体、地域ボランティア、住民等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー養成講座等を開催していきます。	地域包括支援センター	■

（3）住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。

①リーフレットや広報等での普及啓発

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

事業内容	担当課	状況
【リーフレット等による相談窓口の周知】 庁内窓口や福祉関係機関、医療機関にチラシを設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	地域包括支援センター	□
【広報・ホームページを通じた広報活動】 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせた「こころの健康」に関する啓発活動を行ないます。 また、通年を通した相談窓口の周知を図ります。	企画振興課 地域包括支援センター	□
【イベント等を活用した啓発活動】 町民向けイベント等（成人式、交通安全大会、町民運動会、社会を明るくする運動等）にてリーフレットやグッズを配布し、周知します。	全　課	□

②町民向け講演会・健康教室等の開催

事業内容	担当課	状況
【メンタルヘルス講演会の開催】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講演会を開催します。	地域包括支援センター	■
【健康教室】 各地区で開催する健康相談・健康教育の機会にこころの健康づくりや自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行っていきます。 また、さまざまな対象・年代に啓発できるよう社会教育との連携も推進していきます。	教育委員会 地域包括支援センター	■

（4）生きることへの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

①居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

事業内容	担当課	状況
【図書館運営事業】 町民が利用しやすい居場所として環境整備に努めます。	教育委員会	■
【地域支え合いセンター管理運営事業】 住民が主体となり、地域の集いの場となるよう支援を図ります。	住民課 地域包括 支援センター	■
【介護予防普及啓発事業】 各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。 ○まるごと元気アップ教室 ○スマイル教室 ○健康相談	地域包括 支援センター	■
【社会教育（多様な学習活動や社会活動への支援】 参加者同士の交流を促進し、様々な町民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。 ・子どもと高齢者のふれあい事業 ・ひまわり大学 ・読み聞かせ教室 ・洋裁教室 ・レディーススクール ・生きがいセミナー ・英会話教室 ・書画教室 ・ヨガ教室 ・爽やかラジオ体操会	教育委員会	■

【子育て支援センター事業】 子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	住民課	■
【学童保育運営支援事業】 子どもたちの居場所としての学童保育（元気っ子クラブ）の運営支援を行います。	住民課	■
【老人クラブ活動】 地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。	住民課	■
【町内会活動】 地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよい北竜町となるように様々な町内会活動を行うことで、地域の居場所づくりを促進します。	総務課	■
【町営住宅の整備】 若年層の定住促進、高齢者・障がい者への配慮の視点を取り入れた、多様なニーズに対応した町営住宅の整備を検討します。	建設課	■
【公園管理】 町民が利用しやすいだけでなく、町民が集える場所としての機能を果たすことができるよう整備に努めます。	建設課	■

②自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は優先課題のひとつです。関係機関が連携体制を構築し、継続的な支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図っていきます。

事業内容	担当課	状況
【北空知地域自殺対策連絡会議】(深川保健所主催)（再掲） 北空知圏域の関係各種団体の代表者と、北竜町を含めた北空知全域の自殺対策に関する協議に参加し、地域の実情を把握するとともに連携強化を図っていきます。	地域包括 支援センター	■
【自殺未遂者ケア等に関する研修会への参加】 自殺未遂者への精神的なケアやさまざまな支援を効果的に行えるよう、支援者が研修会等へ参加し技術の向上に努めます。	地域包括 支援センター 消　　防	□

③遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等の支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

事業内容	担当課	状況
【遺族への情報提供】 死亡届出に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手段等の情報がわかるリーフレットを作成し住民課窓口にて配布いたします。	住民課	□
【自死遺族会の案内】 遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩むために、道立精神保健福祉センター等が主催する自死遺族の会の周知に努めるとともに、個別の支援を行っていきます。	地域包括 支援センター	□

自死遺族のための交流会

大切な人の死を経験した人にしかわからない、こころの体験を語る場です。

参加者：大切な人を自死で亡くされた遺族
会　場：北海道道立精神保健センター
住　所：札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号
参加費：無料
参加申込・お問合せ
北海道立精神保健福祉センター　相談研究部
（011－864－7000）

（5）児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童・生徒が命の大切さを実感できる教育に加え、命や暮らしの危機に直面したときに、誰にどうやって助けを求めればよいのかがわかり、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOS の出し方教育）を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身につけることができるように取り組んでいきます。

①児童生徒への支援の充実

事業内容	担当課	状況
【児童・生徒への支援体制の強化】 不登校やいじめ等問題行動およびハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、関係課が連携し、包括的・継続的に支援します。	教育委員会 住民課 地域包括 支援センター	■
【スクールカウンセラーの派遣】 小中学校へのスクールカウンセラーの派遣を行い、学校生活やこころの健康等に関する相談体制の充実を図ります。	教育委員会	■
【子どもの人権に関する教育】 小中学生を対象とした人権教室や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係者と連携を図りながら活動します。	住民課 教育委員会	■
【SOS の出し方教育】 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進します。	教育委員会 地域包括 支援センター	□
【思春期健康教育（赤ちゃんふれあい教室・がん教育）】 中学生が生命・性・健康について知る機会とし、自分と人を大切にする行動がとれることを目的に中学校と共同で開催します。	教育委員会 地域包括 支援センター	■
【子どもと関わる学校関係者・地域の支援者への啓発】 子どもと関わる支援者が SOS の受け手となれるよう「SOS の出し方教育」について情報発信を行います。	教育委員会 地域包括 支援センター	□
【いじめ防止対策】 「北竜町いじめ防止対策基本方針」に基づき、小中学校すべての児童生徒を対象にいじめ把握のためのアンケートの実施や北竜町いじめ対策連絡協議会を開催し、いじめ防止対策を推進しています。	教育委員会	■

３．重点施策

自殺対策行動計画の主旨に立ち、住みよい町づくりを目指し、各種事業に自殺予防の視点を盛り込み、連携強化を進めていきます。

（１）高齢者

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

町では、高齢者の孤立・孤独を防ぐために地域支え合いセンターなどの施設を活用した介護予防や生きがいづくり活動及び社会参加における町民の主体的な活動を支援していきます。また、生活支援コーディネーターや協議体を設置し、支え合う地域づくり体制の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関するさまざまな関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業内容	担当課	状況
【地域ケア会議】（再掲） 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	地域包括 支援センター	■
【在宅医療介護連携推進事業】 北空知地域医療・介護連携支援センター事業 （深川市立病院内設置1市４町委託広域事業） 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように関係機関の連携を推進します。	住民課 地域包括 支援センター	■

② 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題をはじめ生活全般についての悩みや問題等についての相談体制を関係機関と連携しながら強化していきます。

事業内容	担当課	状況
【包括的支援事業】 住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関または制度につながるよう支援します。また、多職種相互の協働等により連携し、高齢者の状況や変化に応じ、必要な支援を活用できるよう支援します。 ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域包括 支援センター	■
【認知症施策の推進】 高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができるよう支援します。 また、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりを推進します。 ○認知症初期集中支援チーム事業 ○認知症地域支援推進員の配置 ○認知症ケアパスの普及 ○本人家族に対する支援事業：認知症なんでも相談 ○認知症の方への見守り支援	地域包括 支援センター	■
【介護予防・生活支援サービス事業】 各種事業を通じて、自殺リスクを抱えた方の早期発見と対応を進めます。	住民課 地域包括 支援センター	■
【健康相談・電話相談・家庭訪問・健康教室・健診等の保健事業】 こころの不調に関する相談をうけた場合、またはこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていきます. また、老人クラブ等の健康教室において、自殺とうつ、アルコールとの関連やメンタルヘルスケアの方法等について学ぶ機会を増やします。	地域包括 支援センター	■
【高齢者に関わる関係職種・団体等を対象とした ゲートキーパー養成講座の開催・参加勧奨】 職務での活動や日常生活においても、相談者や家族、周囲の人のこころの不調に気づき、早期に適切な対応がとれるようになることを目的に、ゲートキーパー養成講座を開催していきます。	地域包括 支援センター	□

③ 社会参加の強化と孤立・孤独の予防

高齢単独世帯、高齢夫婦世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、地域で支え合える体制づくりを推進します。

事業内容	担当課	状況
【生活支援体制整備協議会事業】 コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行い、生活支援の充実を図り、町民が主体となって相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。	地域包括 支援センター	■
【地域介護予防活動支援事業】 住民主体の通いの場を育成し、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。	地域包括 支援センター	■
【地域支え合いセンター運営支援】 地域住民のコミュニティ形成の場としての活動を支援し、居場所づくりをすすめていきます。 ＜地域支え合いセンター＞ ・碧水地域支え合いセンター ・和地域支え合いセンター	住民課 地域包括 支援センター	■

（2）子ども・若年層・子育て世代

北竜町に住むすべての子どもたちがすこやかに成長できるよう、平成30年度に子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携した妊娠期からの切れ目のない支援の充実に取り組んでいます。その取組みを活かし、関係機関との連携を強化し、子ども・若年層・子育て世代が自殺に追い込まれないこと、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で必要な支援につながるよう推進していきます。

また、生きるためのスキルを身につけるための視点を持ち事業を推進し、将来の自殺リスクの軽減を目指します。

事業内容	担当課	状況
【子育て世代包括支援センター事業】 妊娠期から子育て期にわたる期間を通じて、保護者から育児をはじめ地域で生活していく上でのさまざまな相談を受け、関係機関との連絡、連携を行っていきます。 また、心身の不調や育児不安等により手厚い支援が必要な妊産婦等については支援プランを策定し包括的・継続的な支援を行っていきます。	地域包括 支援センター	■
【養育者支援保健医療連携システム】 医療機関との連携により、精神的に不安定な状況にある等の理由で養育支援を必要としている妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行って行きます。	地域包括 支援センター	■
【産後うつ病対策の推進】 新生児訪問の際に産後メンタルヘルス質問票を活用し、産後うつの早期発見・支援を行っていきます。また、産後健診時に実施する産後うつスクリーニング検査の結果に基づき、必要な支援を行って行きます。	地域包括 支援センター	■
【産後ケア・育児サポート事業】 新生児期の助産師訪問や深川市立病院の母乳外来・育児相談サロンの利用により、子どもの育ちを促し、保護者の不安や負担感の軽減を図っていきます。	地域包括 支援センター	■
【子育てファイル「すくすくひまわり」活用の推進】 子育てファイルの活用により、保護者と関係機関の情報が記録されていくことで一貫した支援が受けられるように関係機関と連携して活用を推進していきます。 ファイルの内容は、毎年「北竜町特別支援連携協議会専門部会」で検討、修正を行っていきます。	住民課 教育委員会 地域包括 支援センター	■

【子育て支援連絡会議】 子育て支援センターと定期的に連絡会議を行い、支援を必要としている家庭の把握に努めます。	地域包括 支援センター	■
【子育て相談】 子育ての心配や不安を軽減できるよう、臨床心理士の資格をもつ子育て相談員による相談事業を行います。	地域包括 支援センター	■
【支援者間の連携の推進】 要保護児童対策協議会では、育児不安や虐待を抱える家庭として、特定妊婦、要支援児童など支援が必要な家庭の把握をすすめます。 また、子育て支援センター、保育園、学童保育、小学校、中学校と連携し、子どもの状態に関わらず養育に困難（親の病気等や生活困窮など）を抱える家庭の把握をすすめ、関係機関で連携して支援をすすめていきます。	住民課 教育委員会 地域包括 支援センター	■
【生活状況に応じた対応策の推進】 思春期や若年層が抱えるさまざまな問題（不登校、ひきこもり、就労問題、人間関係等）に対し、深川保健所、岩見沢児童相談所、北空知障がい者支援センターあっぷる、そらち生活サポートセンター、相談支援事業所などの相談支援機関との連携を強化し、社会参加や就労等の個別支援を推進します。	住民課 教育委員会 地域包括 支援センター	■

（3）生活困窮者

生活困窮者の背景には、虐待、ＤＶ、依存症、発達障害、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があるため、包括的な生きる支援として行っていく必要があります。

事業内容	担当課	状況
【北竜町自殺対策推進検討連絡会議】(再掲) 自殺対策について各課との緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、連絡会議を開催します。	全　課	□
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎます。	住民課	■
【生活相談会（巡回相談・電話相談）】（そらち生活サポートセンター） 関係機関と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援を行ないます。 ＊生活困窮者自立支援事業	住民課	■
【町税・国保税の徴収及び滞納整理事務】 税金を納期限までに支払えない場合は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする可能性が高い事が予測されます。必要時、「生きることの包括的な支援」のきっかけとして関係部署へ紹介し、必要な支援を活用できるよう対応します。	総務課	■
【水道料金等徴収事務】 滞納者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする可能性が高い事が予測されます。必要時、関係部署へ紹介し、必要な支援を活用できるよう対応します。	建設課	■
【住宅使用料などの滞納整理事務】 滞納者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にあったりする可能性が高い事が予測されます。必要時、関係部署へ紹介し、必要な支援を活用できるよう対応します。	建設課	■
【総合相談・権利擁護事業】 総合的に相談を受け、困難な状況に陥った高齢者の情報をキャッチし、必要な支援につなげます。	地域包括 支援センター	■
【年金相談】 年金に関する相談を随時窓口で受け付けます。自殺リスクにつながりかねない経済的な問題等を抱えている人を早い段階で発見するとともに、必要な支援へつなげます。	住民課	■
【無料法律相談】 トラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。	総務課	■

４．生きる支援関連施策

（１）庁内の取り組み

自殺対策＝生きる支援は様々な角度から取り組むことが求められており、庁内でも横断的に取り組むことが必要不可欠です。

そこで、庁内の関連事業を把握するため、各課の事業・業務をリスト化し、自殺対策の視点からの事業の捉え方を具体的に記載しました。

（２）生きる支援関連施策（全１０２事業）について

各課の事業でそれぞれ町民と関わる際、もし悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し問題解決にあたることが必要な場合においては『北竜町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引き』（資料１49・50ページ）を活用しながら、話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、一人ひとりが担っていくことが望まれます。

さらに、この１０２事業の他にも数多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、町民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
総務課	職員研修	職員研修の資質向上のための研修を実施	自殺対策に関する研修を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなる。 また自殺対策を理解することで庁内のネットワークの強化となる。	●	●	●				
	職員の健康管理及び福利厚生	職員の健康管理（健康診断、人間ドック、メンタルヘルスチェック）等の実施	住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。		●					
	町内会活動支援事業	町内会活動の促進を支援	地域コミュニティ活動への意識啓発をすすめ、町内会活動の促進を図り、地域での問題解決意識を向上させることで安心できる地域生活につながる。	●		●	●			
	防災対策	地域防災計画策定など防災に関する事務事業を実施	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者のこころのケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的なこころのケアとの連携強化に等の必要性が謳われている。 地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス政策を推進できる。	●						
	防災に関する事業	北竜町防災計画、ハザードマップの作成、備蓄品・物資の購入管理等、防災対策を実施 防災無線の整備	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者のこころのケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的なこころのケアとの連携強化に等の必要性が謳われている。 地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス政策を推進できる。	●	●		●			
	町税、国保税の徴収及び滞納整理事務	町税、国保税の徴収及び滞納整理	納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性が高いため、そうした相談を「生きるための包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 担当者に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口につなぐ等、職員の相談対応の強化につながる。	●	●					●
	消防関係事務	消防に関する事務を行う	自殺の危険性・可能性に関する情報を共有することで、自殺防止につながる。	●	●					

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
企画振興課	広報発行事業 ホームページ運営事業	広報ほくりゅうやホームページによる広報活動を実施	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発としての情報を直接住民に提供する機会となる。			●	●			
	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊員を配置	地域で活動を行う隊員にゲートキーパー研修を受けていただくことで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。		●					
	集落対策事業	集落支援員2名を配置し、北竜町ポータルサイトの管理運営、情報発信による北竜町支援活動を実施	地域で活動を行う集落支援員にゲートキーパー研修を受けていただくことで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。 自殺対策の啓発としての情報を直接住民に提供する機会となる。		●	●				
	総合計画策定事業	北竜町総合計画の策定及び行政評価制度を構築	町のまちづくりの最上位となる計画に、自殺対策を位置づけることで、市全体での自殺対策の取組みを推進していくことができる。	●						
	生活交通確保対策事業 地域公共交通対策事業	日常生活での交通手段が確保されるための事業を実施	交通手段の確保されることにより、外出の機会が失われず、自殺リスクの軽減につながる。				●			
	空き家対策事業	空き家対策を実施	相談を受けた職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●						
	定住促進対策事業	定住促進対策として、住宅の取得や引越等に対する助成制度を実施	住環境が整備されることで自殺リスクの軽減につながる。				●			
	コミュニティ施設維持管理事業	コミュニティ施設の維持するたの事業を実施	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなり、またリスクの抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となる。				●			

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
住民課	交通安全に関する事業	交通安全指導員、交通安全推進員を配置や交通安全大会を実施し、交通安全の普及啓発、促進を図る	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。	●	●					
	防犯活動促進事業	安全で住みよい町づくり推進のための活動を実施 ・安全で住みやすい町づくり推進員 ・ひまわりパトロール隊 ・防犯カメラの設置等	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。 また、自殺の危機等に関する情報を共有することで、実務上の基礎を築くことができる。	●	●		●			
	身障会活動支援事業	身体障害者協会活動に対する補助、活動支援	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。	●	●		●			
	人権啓発推進事業	人権を守るための活動を推進 ・人権教室 ・心配ごと相談 ・人権擁護普及啓発　等	町内、小中学生を対象とした、いじめ等に関する人権教室、イベント等で自殺問題に言及するなど、自殺対策を啓発機会となる。 また、人権擁護委員や行政相談員が自殺対策の知識をもつことで、相談業務だけでなく、関係機関へつなぐ役割を期待できる。	●	●	●		●	●	●
	更生保護活動支援事業	更生保護活動の推進 ・保護司活動 ・社会を明るくする運動 等	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や家庭、学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援へとつなぐ等の対応ができる。	●	●	●		●	●	●
	民生委員児童委員活動推進事業	民生委員児童委員活動の推進	相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となっている。	●	●	●		●	●	●
	赤十字奉仕団活動推進事業	赤十字奉仕団活動の推進	住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながる。	●	●	●	●			
	北竜温泉優待事業	高齢者等の健康増進と生きがい対策のため北竜温泉入館料を助成	高齢者向け相談機関一覧等のリーフレットがあれば、それを温泉優待券と合わせて交付することで、高齢者への相談先情報等の周知機会とすることができる。	●		●		●		
	生活支援・生きがい対策事業	生きがいデイサービス(ひまわりクラブ)など各種在宅支援事業の実施	当時者やその家族の中には様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。 介護職員にゲートーキーパー研修を受講してもらい、自殺対策の視点を持つことで、適切な機関につながる可能性がある。	●	●		●	●		
	介護予防支援事業	要支援1.2の方の予防通所介護事業として総合事業(コスモスクラブ)等を実施		●	●		●	●		
	シルバー人材センター運営支援事業	シルバー人材センター(高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織)の運営支援	就労は、経済面・精神面にも大きな関係性があり、関係者間で情報を共有することにより、有効な自殺対策にもなる。	●			●	●		●
	老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動の推進 ・町内13老人クラブ ・ひまわり長寿会連合会	高齢者の居場所づくりや開催時に健康教育等でのでメンタルについて講話することで知識の普及啓発が図られる。またお互いが地域における気づき役を担える可能性がある。	●	●	●	●	●		
	緊急通報システム事業	一人暮らしの高齢者等に緊急通報システムを設置	手続きの中で、当人や家族等の接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭の様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。 通報システム設置を通じて、連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど支援の接点として活用できる。	●			●	●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
	詐欺被害防止機器購入助成事業	高齢者の詐欺被害防止のため、電話接続式防犯機器（自動通話録音機）の購入にあたり、購入費を助成	詐欺被害を防止することで自殺リスクを軽減できる。	●				●		
住民課	福祉に関する助成事業	各種助成事業に関する相談、受付に関する事務 ・簡易水道福祉料金支援事業 ・福祉灯油等購入助成事業 ・高齢者世帯等除雪費助成事業 ・障害者等施設通所交通費助成事業 ・人工透析患者通院交通費助成事業 ・難病患者通院費助成事業	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●			●	●		●
	介護保険運営事業	介護保険に関する事務を実施 ・介護保険料（第1号被保険者）の賦課・徴収に関すること ・介護給付、要介護認定に関すること ・介護保険被保険者の資格管理に関すること	期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。 介護は本人や家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が大きい。本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●						
	国民年金事業	国民年金に関する事務	年金保険料を期限までに納付できない住民は、生活面や心身の問題を抱えている可能性もあるため、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●						
	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者への医療費の助成	給付に際し、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になり得る	●						
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等への医療費の助成	医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、抱える問題の早期対応の接点となる ひとり親家庭は経済的な問題など自殺につながる要因を抱え込みやすい。	●					●	●
	乳幼児等医療費助成事業	未就学児・小学生・中学生・高校生の入通院に係る医療費を無料化	給付に際し、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になる。	●					●	
	国保料の徴収整理事務	国保保険料の徴収整理事務	保険料を納期限までに払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある」可能性が高いため、そうした相談を「生きること包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●
	国保訪問指導 （重複・多受診者訪問）	国保加入者で重複・多受診の方に対して家庭訪問を行い、支援する	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い可能性がある。訪問指導の際に状況の把握、聞き取り把握を行うことで、自殺リスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減につながる。	●						
	後期高齢者医療保険料の賦課・徴収に関する事務	後期高齢者医療保険料の賦課・徴収	保険料を納期限までに払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある」可能性が高いため、そうした相談を「生きること包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●				●		●
	短期保険証・資格証発行に関する事務	短期保険証・資格証発行	保険料を納期限までに払えない方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況にある」可能性が高いため、そうした相談を「生きること包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●						●

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
	出産育児一時金・葬祭費に関する事務	出産育児一時金・葬祭費	葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へとつなぐ機会となる。	●					●	
住民課	老人福祉センター等管理運営事業	老人福祉センター等の管理、運営を行う ・老人福祉センター ・老人憩いの家 ・地域支え合いセンター	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなる。 リスクの抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となる。				●	●		
住民課	障害者相談員設置事業	障害者相談員を設置し、相談事業を実施	自殺対策の情報交換の場を設けることにより、対象者への問題啓発と研修の機会になる。	●	●	●				
住民課	福祉に関する各種手帳に関する事務	各種手帳申請・交付・受付に関する事務 ・精神保健福祉手帳 ・療育手帳 ・身体障害者手帳	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
住民課	福祉に関する各種手当に関する事務	各種手当申請・交付・受付に関する事務 ・特別障害者、・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・在宅介護サービス利用手当支給事業 ・寝たきり重度心身障害者介護手当支給事業	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
住民課	障害者自立支援給付事業	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所支援給付や共同生活援助給付など障害福祉サービスに係る給付や必要な支援を実施。	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。 また、障害者支援区分認定調査・概況調査による情報は、自殺のリスクにもリンクする可能性があり、接触時のアプローチにより生きることへの包括的支援(自殺対策)の拡充を図ることができる。	●						
住民課	障害者自立支援医療給付事業	障害者の経済的負担軽減を図るため、心臓手術や人工透析等に係る高額な医療費を公費で負担	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
住民課	障害者地域生活支援事業	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業や日常生活用具給付事業などを実施。	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●						
住民課	要保護児童対策事業	要保護児童に適切な支援を行うための対策を実施	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルでもあるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減につながる。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止はきわめて重要である。	●		●	●		●	
住民課	児童手当・児童扶養手当支給事業	子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の健全な育成を図るため、児童を養育している者に児童手当を支給	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●					●	
住民課	ひとり親家庭支援手当支給事業	母子家庭及び父子家庭で、中学生までの児童を扶養し、町民税が非課税の方に児童の健全な育成を助長するとともに福祉の向上を図るため、支援手当を支給	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●			●		●	

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
	児童発達支援事業	北空知子ども療育センター運営費の一部を負担するとともに、児童発達支援給付費及びサービス利用に係る自己負担額及び通所交通費を支給	申請時に本人や家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。また、生活上の困りごとがないかを確認し必要な支援を行う。	●			●		●	
住民課	放課後児童健全育成事業(学童保育)	学童保育「元気っこクラブ」を委託により実施	学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になる。 学童保育の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	●	●		●		●	
	地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援事業を委託により実施	保護者が集い交流できる場を設けることで、孤立した育児による育児不安を抱える保護者のリスク軽減を図ることができる。 育児相談を通じて、自殺リスクを抱えた保護者の早期発見・早期対応の接点になる。	●	●		●		●	
	和保育所運営事業	保育所の運営・管理を委託により実施	保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、必要な支援機関への接点となる。	●	●				●	
	生活保護事業	生活保護の相談、申請の受付、給付に対する事務を行う	生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となる。	●						●
	地域医療体制支援事業	夜間・休日の救急医療体制の確保対策・夜間急病テレホンセンター設置に係る費用及び小児救急医療に係る受入費用などを北空知1市4町で負担	医療体制が整備されることで安心した生活につながる。	●			●	●	●	●

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
地域包括支援センター（保健指導係）	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる期間を通じて子育てに関わる相談を受け、関係機関との連携・連絡を行う	育児をはじめ地域で生活していく上でのさまざまな悩み等にきめ細かく対応していく中で、相談者の心の不調や養育基盤の弱さに気づいた場合には、必要な助言や支援先につなぐ等の対応を継続的に行っていく。	●		●	●		●	
	養育者支援保健医療連携システム	参加医療機関と連携し、養育支援が必要な家庭に支援を行う	産前産後うつ等のメンタル面の不調に対し早期介入、対処を行う。	●			●		●	
	思春期保健事業	思春期に命や健康の大切さについて学ぶ機会とする ・赤ちゃんふれあい教室 ・がん教育	命の大切さや性、健康について学び、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	●		●	●		●	
	その他母子保健事業	（資料2　51・52ページ参照）	各種母子保健事業を通して、親子に接した際に、悩みや困りごとを抱えている状況を把握した場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●		●	●		●	
	健康相談	定期健康相談のほか、来所や電話での健康相談を行う	こころ不調に関する相談を受けたり、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援につなぐ等の対応を継続的に行う。	●		●				
	各種健康教室	生活習慣病の予防やその他の健康に関する事項についての健康教室を行う	こころの健康づくりに関するテーマを取り上げることで、住民がこころの病気や自殺について関心を持つ。	●	●	●		●		
	家庭訪問	専門職が訪問し、必要な支援等を行う	家庭に出向き生活実態を把握することで、生活上の困りごとに気づき支援につなげていく。 こころ不調に関する相談を受けたり、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援につなぐ等の対応を継続的に行う。	●		●		●	●	●
	各種健診・検診	特定健診、各種がん検診、骨粗鬆症、肝炎ウイルス検診（受診料を全額助成。） 人間ドック料金助成	問診の機会や事後指導の際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援につなぐ等の対応を継続的に行う。	●		●		●		
	特定保健指導 健診結果相談会	健診結果により、必要な支援を行う	疾病の背景にストレス等の影響がないか聞き取りを行い、メンタル面の不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●		●		●		
	健康づくり推進協力員活動事業	各町内会より1名選出していただき、地域の健康づくり活動を行う	会議や研修会の開催を通じて、自殺対策の情報共有や関係者同士の連携を深めることにより、啓発の機会となる。	●	●	●				

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
地域包括支援センター（介護予防係）	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に必要な支援を提供や要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるように支援する。	介護は、家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	一般介護予防事業	介護予防に関する知識の普及を図る。 ・まるごと元気アッププログラム体操教室 ・スマイル教室　等	事業参加時に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営	関係機関や地域のケアマネージャーにゲートキーパー研修会を受講してもらうことで自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	●	●	●		●		
	家族介護支援事業	介護者の負担を軽減して、在宅介護が継続できるよう支援する	介護は、家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	総合相談支援業務	地域の高齢者や家族が安心して生活できるよう支援する	面談時に本人や家族のこころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		
	権利擁護業務	虐待の防止及び早期発見に努め、権利擁護のために必要な支援を行う	当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・対応につながる。	●				●		
	生活支援事業体制整備事業	コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティアの等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を図る	生活支援協議会構成員や生活支援コーディネーターにゲートキーパー研修会を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる。	●	●	●		●		
	認知症総合支援事業	認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを行う ・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援員の配置 ・認知症ケアパスの普及 ・認知症なんでも相談　等	認知症の介護は、家族にとっての負担が大きく、こころの不調を招く危険性が高い。家族と面談した際に、こころの不調に気づいた場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●				●		

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名(事業内容)	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
産業課	中山間地域等直接支払推進事業	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積応じて交付	経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その問題も含めて支援につなげていける可能性がある。 経営の安定化が自殺リスクの軽減につながる。	●		●	●			●
	環境保全型農業直接支援対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動及び自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する農業者の組織する団体等に対して交付金を交付								
	多面的機能支払事業	地域共同による地域資源の基礎的な保全管理活動等への支援(農地維持支払)及び地域共同による施設の補修や農村環境の維持向上等の活動への支援(資源向上支払)として交付金を交付								
	経営所得安定対策事業	農業経営の安定化を図るため、経営所得安定対策を推進するための活動主体となる北竜町農業再生協議会を支援								
	特産品栽培ハウス支援事業	北竜ひまわりメロン及びひまわりすいかの生産・出荷を促進し、作付け面積の維持拡大、生産者の安定的な農業経営を支援するため、ハウス更新事業等に係る経費の一部を助成								
	ひまわりバンク事業	北竜町農業の振興と活性化を図るとともに、ゆとりある効率的安定的な農業経営を積極的に推進するため、各種ひまわりバンク事業を実施。 ・ジュニア農業体験学習助成事業 ・地域後継者養成事業 ・就農奨励金支給事業 ・農村パートナーリフレッシュ事業 ・農村村づくり塾助成事業 ・農業青年研修事業 ・農業技術等取得事業								
	道営農業農村整備事業	農業競争力基盤強化特別対策事業(パワーアップ事業)や経営体育成基盤整備事業などを実施								
	農業担い手対策・農業後継者確保育成事業	農業の担い手、後継者確保のための事業を実施	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけではなく、こころの悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。	●			●			
	新規就農者誘致促進事業	新規就農者の誘致及び新規就農者営農技術等指導農家に対して助成を実施。また、新規就農者に対して住宅家賃助成を実施	新規就農者のこころの不調に気づいたり、経営に限らず困りごとを抱えていそうな場合には、必要な助言や適切な支援先につなぐ等の対応行う。	●			●			
	消費生活対策事業	自立した消費者の育成や消費生活上のトラブルに対応するために、深川地域消費者センター等関係機関と連携し、情報提供や相談を実施	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高い可能性がある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題解決に向けた支援となる。	●			●			●
	公園維持管理事業	公園の維持管理を実施 ・ノンノの森 ・金比羅公園 ・イチイの森	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなる。				●			

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
建設課	上下水道に関する事業	上下水道の維持管理等や水道料金の徴収等に関することを実施	水道料金の滞納等がある場合、生活面で深刻な問題を抱えていることが多い。担当者に自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口につなぐ等、職員の相談対応の強化につながる可能性がある。	●						●
	道路除雪事業	町道・道道・歩道の適切な除排雪を実施	パトロールや苦情対策等の業務の中で、こころの不調を抱えている可能性がある人を把握した場合には、必要な援助や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●			●			
	道路・橋梁・河川等維持管理事業	町道、橋梁、河川の維持管理を実施	パトロールや苦情対策等の業務の中で、こころの不調を抱えている可能性がある人を把握した場合には、必要な援助や適切な支援先につなぐ等の対応を行う。	●			●			
	町営住宅維持管理事業	町営住宅の維持管理、住宅使用料等の整理事務を実施 ・聖水地区：みどり団地・みどり団地・あおい団地 ・市街地区：桜岡団地・和本町団地・和町団地・和中央団地・板谷団地 ・単身者勤労住宅 ・高齢者住宅：いちい団地・なごみ団地 ・教員住宅	住宅は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めます。 家賃滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要があります。 相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきやつなぎ役としての役割をになえるようになる可能性がある。	●	●		●			
消防	窓口業務 査察業務	住宅火災警報器及び消火器等に関する問合せに対して必要な支援等を行う。 一般住宅の消防点検を行い安心して暮らせるような活動を行う	住宅用火災警報器及び住宅用消火器等に関する問合せや住宅訪問に際し、住民と対面することで早期に対応できる可能性がある。	●						
	各現場業務	各災害現場において、住民の生命財産を守る活動を行う	出動する職員が自殺に関する知識を深めることで必要に応じて適切な機関につなぐなど対応ができる可能性がある。	●						

生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名（事業内容）	事業概要	自殺対策の視点からの事業のとらえ方	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	高齢者	子ども・若年層等	生活困窮者
教育委員会	教職員ストレスチェック	教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、ストレスチェックにより、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応をとることについて理解を深めることで、教職員への支援の意識醸成につながる。	●						
	いじめ防止対策推進事業	「北竜町いじめ防止対策基本方針」に基づき、実施 ・北竜町いじめ対策連絡協議会 ・いじめ根絶集会（北竜中学校）	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応が必要である。また、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、sosの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止の可能性がある。	●					●	
	特別教育支援員配置事業 小学校学習支援員配置事業	個々に応じた適正な学習機会の確保ときめ細やかな教育が実施されるよう必要に応じて配置	特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。各々の状況に応じた支援を関係機関が連携し、その保護者の相談にも応じることにより、児童生徒の困難の軽減や保護者の負担軽減にもつながる。	●					●	
	準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難が認められる児童生徒の保護者に対し、支援を行う。	申請に際し、対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応の接点になる。	●						●
	学校評議員運営事業	保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために学校評議員を設置	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る	●	●				●	
	社会教育委員会議運営事業	社会教育委員会議を運営	会議や研修で自殺対策の研修を取り入れることで地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る	●	●					
	女性活動推進事業 （女性連絡協議会）	町内女性活発化のため、各町内会代表により構成	地域の助成リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域の自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようなるなど女性向け支援につながる可能性がある。	●	●					
	ひまわり大学開催事業	高齢期になっても生き生きと豊かに暮らすことができるよう、社会生活における役割を自覚し、それにふさわしい知識と教養を身につけ、自らの生きがいを創造しながら社会参加を図ることを目的に実施	講座の中に自殺対策についての内容を盛り込んでもらうことで普及啓発や対策への理解を深めることができ、地域の「支え手」となる可能性ある。	●			●	●		
	公民館講座開催事業	各種公民館講座の実施	講座の中に自殺対策についての内容を盛り込んでもらうことで普及啓発や対策への理解を深めることができ、地域の「支え手」となる可能性ある。	●	●		●			
	子どもと高齢者のふれあい事業	子どもたちに高齢者のもっている知識や技術を継承し、心豊かな経験の機会を設ける。また、子どもの休日の居場所づくりとして事業を実施	講座の中に自殺対策についての内容を盛り込んでもらうことで普及啓発や対策への理解を深めることができ、地域の「支え手」となる可能性ある。	●			●	●	●	
	施設・公園管理事業	施設の維持管理を行う [施設] ・公民館 ・農村環境改善センター ・生きがいセンター ・美葉牛研修センター [公園] 和公園	地域の集いの場が、リスクを抱え込む可能性のある方たちの居場所としての機能をもっているのであれば、それ自体が間接的な自殺対策（生きることの促進要因への支援）にもなる。 リスクの抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となる。				●			

第　4　章
計画の推進体制

1　推進体制

2　主な評価指標と検証・評価

第４章　計画の推進体制

１．推進体制

こころの健康づくり・自殺対策の推進のためには町民一人ひとり、関係団体、行政が連携・連動して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。

「北竜町自殺対策推進連絡会議」を開催し、自殺の現状等について共通認識を持ちながら、総合的な施策・事業の展開に向けた協議を進めます。

２．主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況をとりまとめて、その進捗状況を検証・評価し、北竜町自殺対策推進連絡会議にて協議を行い、PDCA サイクルにより計画を推進していきます。

主な施策分野	指標の内容		現状値	目標値等
ネットワークの強化	北竜町自殺対策推進連絡会議		－	年１回以上
	各団体・会議等における普及啓発		－	年２回以上
	北竜町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引活用による連携件数		－	年１件以上
人材の育成	ゲートキーパー研修会	町職員	－	受講率 100%
		町内事業所職員	－	2023 年度までに実施
		学校等関係職員	－	2023 年度までに実施
		住民・団体	年１～２回	年１回以上
	各研修アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した割合		－	それぞれ80%以上
町民への周知と啓発	リーフレット等設置窓口数		１ヶ所	５ヶ所以上
	町広報・ホームページでの掲載		－	年２回以上
	イベント等での啓発		－	年２回以上
	「いつも家族等の精神的な健康状態を配慮している人の割合」		33.3% (平成 27 年度健康づくり後期計画策定にかかる調査)	増加

主な施策分野	指標の内容	現状値	目標値等
生きることの促進要因への支援	介護予防事業延参加者数	延 1,300 人	増加
	地域支え合いセンター延利用者数	延 2,481 人	増加
	子育て支援センター延利用者数	延 663 人	維持
	死亡届時のリーフレット配布率	－	100%
ＳＯＳの出し方教育	SOS の出し方教育開催回数	－	2023 年度までに実施
	人権教室開催回数	年１回	維持
	いじめ把握のためのアンケートで「誰にも相談しない」と回答した割合	小学校：7.6% 中学校：6.7%	減少
	思春期健康教育で「自分を大切にしていると思う」と答えた中学生の割合	－	70%以上
高齢者	地域ケア会議の開催回数	月１回	維持
	介護予防事業延参加者数	延 1,300 人	増加
子ども	この地域で子育てをしたいと思う親の割合」（健やか親子２１調査）	90.9% (平成２９年度乳幼児健診での調査)	維持
	産後うつスクリーニングの実施	100%	維持
	子育て支援連絡会議の開催回数	年６回	維持
生活困窮者	生活相談（生活困窮者自立支援事業）延利用数	延３人	増加

第５章
資　料

資料１　　北竜町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引

資料２　　北竜町子育て世代サービス一覧

資料３　　北竜町自殺対策行動計画策定委員名簿

資料４　　自殺対策基本法

資料５　　自殺総合対策大綱　当面の重点施策

資料１

北竜町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引

悩みや困りごとに対する相談対応の流れ

様々な悩みを抱えている人は不眠訴えることが多い

言葉をかける

・これまでの苦労に対してのねぎらいの言葉をかける
・「大変でしたね」　「体調は大丈夫ですか？」　「眠れていますか？」

傾聴する

相手の悩みや思いを受け止めながら相談内容を確認する

相談内容への対応

表情が硬く元気がない、投げやりな態度をとる、死をほのめかすなど

つなぐ

他にも相談事がありそうな場合や様子が気になる場合は関係機関や地域包括支援センター等につなぐ

「その他に何かお困りのことや、お手伝いできることはありませんか？」

関係機関につなぐ

①相談内容を再度確認。紹介先の機関につなぐ旨を伝え、本人の同意を得た上で、電話連絡を行う。
※庁舎内であれば、必要に応じて案内する。
　または、担当課より出向いてもらう。
②電話にて概要を伝え、対応を依頼。
③安心して次の窓口への相談ができるよう、相談先の機関名（窓口名）、電話番号、担当者名を伝える。必要であれば、メモした紙を渡す。
④つなぎを受けた場合は、必要に応じ、相談元に連絡を行い、相談の概要を再度確認する。

【紹介する際の留意点】
※「たらい回し」「丸投げ」にならないように十分に配慮し、相談機関の紹介だけにならないようにしましょう。
※相談先で対応できる内容かどうかを、確認することが、相手の安心にもつながります。

関係部署と協力

相談対応している中で、もし気になる点などがあったら、上司とも相談の上、地域包括支援センターへご相談ください。

〈例えば･･･〉
▼話がうまく伝わらない、かみ合わない、怒りやすい
▼何度も同じ話を相談に来る
▼物を無くした等、何度も対応することがある
▼いつもと違う様子が気になる
（元気がない、表情が暗い、泣く、顔色が悪い、体調が悪そう･･･等）

※認知症の高齢者や障害のある方などは住民課、地域包括支援センターで普段から相談を受けている場合、対応のお手伝いができることもあります。

窓口に来る人の中には、話をうまく伝えられない人や、どこに相談したら良いか分からない人、相談内容をたくさん抱えている人など、様々な人がいます。高齢者の場合は、認知症の方もいるかもしれません。
相手の話を聞きながら、その様子を観察し、必要な時には協力しながら、問題解決のために一緒に対応できればと思います。

主な相談窓口

内容	相談窓口	内線
消費生活に関する相談 （契約・悪質商法・架空請求等）	産業課商工観光係	247
生活保護、福祉サービスに関する相談	住民課福祉係	254
障がい、福祉に関する相談	住民課福祉係	254
高齢者の介護等に関する相談	地域包括支援センター 介護予防係	281
心の悩み、健康上の相談 子育てに関する相談	地域包括支援センター 保健指導係	252 253
どこに相談していいのかわからない	地域包括支援センター	253

北竜町いのちと暮らしを支えるネットワークの手引きについて

【 手引き作成の背景および目的 】

自殺の背景には、様々な「危機要因」が潜んでおり、それらが連鎖しながら自殺の危機経路を形成している。そのため、相談者の複雑かつ多様な相談ニーズに対し、各種相談窓口が連携して適切に応えられるネットワークが必要であります。

高齢化により認知症と思われる方への対応や、障害のある方など、窓口対応の中で気がつきにくく、対応に苦慮する状況もあるかと思います。
その場合、根本的な原因に気づき、関係する課と連携しながら対応する事が必要となります。この手引を参考に、支援が必要な人をつないでいくことを目的としています。

【 活用方法 】
・職員を対象としたゲートキーパー研修において主旨を説明します。
・手引きを活用した窓口対応を参考に、全職員が一貫した対応を行うことを目指します。
また、「こころの健康　相談一覧」もあわせて活用します。

資料２

北竜町は、子育て世帯を全力でサポートします！！

ま～、わりといいまち！

北竜町子育て応援施策

1人1人の妊婦さん、赤ちゃんが、健康に安心して暮らせるよう、サポートします!!

《妊娠・出産》

☆出産祝い金　**1人20万円**贈呈
（1年以上の町内在住期間を要する）

☆一般妊産婦健診費＋交通費（1回2千円）
全回数支給

☆産後の深川市立病院母乳外来・育児サロン「にこにこ」利用料**2歳まで無料**

☆新生児聴覚検査費用
＆赤ちゃん1か月健診費全額助成

《未就園》

☆0～18歳まで　**医療費無料**

☆定期&任意予防接種費用　**無料**
（任意予防接種は条件あり）

☆子どもの歯科健診・フッ素塗布**無料**
（町立歯科診療所にて実施）

☆子育て支援センターが育児をサポート

☆赤ちゃんみんなに絵本をプレゼント

色んな催しに参加してね～

《結婚生活》

☆結婚祝金　**1組5万円**支給

☆結婚新生活支援金として、
住居費・引っ越し費用の助成
24万円まで支給（年収制限あり）

☆万が一…にも、
不妊治療費助成制度、風疹予防接種費用助成、ひとり親家庭支援制度など、
状況に合わせた支援があります!!

0歳～18歳までの子育ての中で…

年収４００万円の世帯で、

250万円以上

の助成を受けられます！

（この他に児童手当が支給されます）

《試算例》
出産・産後関係の助成…40万円
医療費や予防接種費等…100万円
保育園、小中学校、学童等計…110万円

※H24年1人当たり医療費自己負担統計より

新しい保育園うれしいな♪

《保育園》

2020年4月
新和保育園開園予定

☆保育料　**全額無料**
（一時預かり保育を除く）

☆週5日フッ素洗口**無料**

☆土日保育や、18:30までの延長にも対応（有料・要相談）

☆療育を希望の方には、深川療育センター通所費、交通費を支給

《住まいのこと》

☆町内への引越費用一部助成

☆町外通勤費一部助成

☆中古住宅の取得・改修費用助成

☆新築住宅取得費用助成など

子育て世帯はより優遇される助成内容になっているものも！
定住関係のことは、他にもあるので問い合わせてね♪

《小・中学校》

☆入学祝い金　**5万円**支給

☆小中学校給食費　**無料**

☆修学旅行費用として、
小学生1万円・中学生4万円助成

☆夏・冬休みの学童保育料無料

☆漢検・英検受験料助成

☆短期語学留学助成事業
（英検3級以上、又はTOEIC400点以上条件）

地域みんなで見守ってるよ♪

●問合せ●
北竜町役場　保健指導係
Tel.0164-34-2111

ほくりゅう ちいき こそだてカレンダー

妊娠前 | 妊娠中 | 誕生 | 3～5か月 | 9～11か月 | 1歳6～8か月 | 3歳 | 保育園 | 小学生 | 中学生

届出・助成関係

- 結婚祝金
- 不妊治療支援
- 風疹予防接種費用助成
- 妊娠届・母子手帳交付
- 一般妊産婦健診費用、交通費助成
  妊婦歯科健診、産後「にこにこ」利用料助成
- 出生届
- 各種職場・保険手続き
  公営住宅家族変更　等
- 出産祝金
- ブックスタート（絵本プレゼント）
- チャイルドシート貸し出し
- 子育てにかかる費用を、様々な助成でサポートします
- お子さんの状況により、在宅障害児療養支援、児童発達支援等の福祉
- 保育料全額助成
- 入学祝金
- 小中学校給食費全額助成
- 小中修学旅行費助成
- 学童保育料
  夏・冬休み期間
- 高校～通学費用助成
- 児童手当(15歳まで)　・　児童扶養手当　・　ひとり親支援制度　等
- 18歳まで医療費（通院・入院費）全額助成

相談・教室関係

- 妊婦訪問
- マタニティクラブ
- 新生児訪問
- ささいな事でもご相談下さい！
- 必要に応じ、保健師・栄養士より　保健・栄養相談、訪問
- にこにこベビーズ（離乳食教室他）
- ぴかぴかキッズ（1歳～）
- 子育て相談（子育て相談員／年4回）　・　発達相談（療育センター指導員）
- 岩見沢巡回児童相談（しつけや発達に関すること）・　スクールカウンセラー（小・中学校）・保健所こころの相談
- 各種　社会体育事業（各スポーツ・芸術鑑賞　他）
- 小学生料理教室
- 乳幼児ふれあい体験
- がん教室

健診・病院

- 妊婦一般健診
- 妊婦歯科健診
- 新生児聴覚検査（費用助成）
- 1か月健診(病院
- 3-5か月健診
- 7-8か月健診
- 10-11か月健診
- 1歳6か月児健診
- 3歳児健診
- 就学前健診
- 家族みんなで楽しめます
- 小児歯科健診・フッ素塗布
- 母乳外来（深川市立病院「にこにこ」）
- フッ素洗口(保育園にて実施)
- 生後2か月～各種予防接種

サポート関係

- 北竜町　すこやかセンター（北竜町子育て世代包括支援センター）
- 子育て支援センター（和保育園内）
- 毎月色々な催しをしているよ♪
- 育児サークル　ころころ
- 学童保育 げんきっこクラブ
- 保育園（親の就労状況等により、一時預かり保育）
- 深川市立病院産後ケア「育児サロンにこにこ」
- 深川市療育センター、なかよし、きらきら（児童発達デイ）

《ここが担当しています！詳しくはお問い合わせ下さい》

住民課 | 地域包括支援センター(保健指導係) | 教育委員会 | 子育て支援センター | 企画振興課

移住の引越費用、通勤費支給、住宅取得等の定住対策関係も企画振興課です！

資料３

北竜町自殺対策行動計画策定委員名簿

課　名	職 名	氏　名	備 考
総務課	課長補佐	川本　弥生	
企画振興課	課長補佐	井口　純一	
産業課・農業委員会	課長補佐	東海林孝行	
建設課	主査	山本　久美	
住民課	課長補佐	高橋　淳	
教育委員会	主幹	北清　広恵	
深川消防組合北竜支署	主幹	数馬　崇克	
地域包括支援センター(保健指導係)	主幹	神薮　早智	(事務局)
地域包括支援センター(介護予防係)	係長	大井　敬太	(事務局)
地域包括支援センター(保健指導係)	保健師	田中　望美	(事務局)
地域包括支援センター(介護予防係)	保健師	内田　奈保子	(事務局)

資料４

自殺対策基本法　（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）
第三章　基本的施策（第十五条―第二十二条）
第四章　自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

３　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

４　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

５　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

３　国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条　国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）
第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
２ 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
３ 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
４ 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）
第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）
第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）
第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）
第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）
第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）
第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
２ 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）
第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）
第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
２ 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）
第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の

確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）
第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
２ 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
３ 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）
第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）
第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）
第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）
第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）
第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）
第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。
２ 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）
第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
２ 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
３ 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
４ 会議に、幹事を置く。
５ 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
６ 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）
第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

資料５

自殺総合対策大綱

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～

（平成29年７月25日 閣議決定）

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策　※各施策に担当府省を明記　※補助的な評価指標の盛り込み〈例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度〉

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- 地域自殺対策推進センターへの支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進）
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- うつ病等についての普及啓発の推進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム）
- 先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- 子ども・若者の自殺調査
- 死因究明制度との連動
- オンサイト施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ゲートキーパーの養成
- 家族や知人等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- ICT（インターネットやＳＮＳ等）の活用
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実
- 妊産婦への支援の充実
- 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- 関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
- SOSの出し方に関する教育の推進
- 子どもへの支援の充実
- 若者への支援の充実
- 若者の特性に応じた支援の充実
- 知人等への支援

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策

（出典　厚生労働省ホームページ）